

神谷小学校区タウンミーティング意見一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R3-神谷小-1	神谷	<p>【牛久シャトーに関する取り組みについて】 牛久市が関与し、第三セクターを設立したものの周辺住民との関わりが見えていません。三位一体を促進するなら住民を巻き込んだ民間の活動と知恵が不可欠だと思います。 現在廃屋同然の旧ワインショップの活用、市が借りて一時的に開放し、市民とシャトーとの一体感を高めてはどうか。</p>	<p>旧ワインショップを含む未活用区画については、テナント誘致を前提としており、牛久シャトー(株)が主導となり施設に合った事業者の誘致活動を行っているところです。 ご提案のありました旧ワインショップにおいては、出店を希望している事業者と交渉を進めている状況であるため、市が借用しての活用の予定はございません。</p>	経営企画部	創生プロジェクト推進課
R3-神谷小-2	神谷	<p>【にこにこ広場の活用について】 さくら台にあるにこにこ広場は、現在週3日しか利用されていません。地元の高齢者はたまり場的に活用し、子ども会も気軽に利用できないか。空いているとき、借りたいときは自由に借りることは可能かお尋ねしたい。</p>	<p>にこにこ広場につきましては、「牛久市子育て広場の開放に関する規則」の規定に沿い、子育て支援等、児童福祉に関する事業を実践する市民団体に貸出しをしております。利用の際には、事前に「子育て広場開放利用団体登録申請書」を提出していただき、登録の承認を受けた後、利用のお申し込みをさせていただきます。利用日につきましては、市の事業や各団体との調整を行っております。 貸出可能な木～日曜日は職員が不在のため、利用団体において利用時の施設管理等をお願いしております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数等一部制限を行っており、団体の皆様にも感染防止対策をお願いしています。 ご利用に関しましては、必要な手続きやご案内がございますので、こども家庭課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。</p>	保健福祉部	こども家庭課
R3-神谷小-3	かわはら台	<p>【学校給食とアレルギーの問題について】 学校給食には、全員が同じメニューを食べられる給食づくりが求められます。他の子ども達と別に調理された給食や弁当を持参、給食の時間を楽しむことが難しい現実にあります。みんなと同じメニューを食べることにより疎外感がなくなり学校生活も嫌にならない、このようなことから、アレルギーを持つ食材に代替え食材に置き換えて調理する方法も必要かと思えます。 実態は代替え食品を各家庭から持参し、冷蔵庫でパックに入れ混ざらないよう保管し食しているとききます。例えば比較的取り組みの容易な牛乳アレルギーのように、毎日1個提供される者等は、アレルギーに起因するところから、代替え食品の提供がないのであれば給食費から差し引く、または既に豆乳など代替え食品を提供しているなど、取り組まれていますか。 アナフィラキシーショックを起こさせないために、既に代替え食材で給食づくりに取り組んでいる所もあると聞き及びますが、近隣の市町村ではどのように取り組まれていますか。(つくば市の小学校で取り組まれている学校もあるとききます。) 重ねて、食物アレルギーに対処するには、アレルギーを持つ食材を使用しない学校給食づくりに取り組んでいただけるよう意見いたします。</p>	<p>近年、食物アレルギーをもつ子どもたちは増加傾向にあります。重篤な症状の場合は、命に係わる恐れもあることから、慎重に対応していかなければならない問題です。 牛久市の学校給食における食物アレルギーへの対応は、文部科学省で定められている『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』、茨城県教育委員会発行の『学校における食物アレルギー対応の手引き』及び『牛久市小中学校食物アレルギー対応マニュアル』に基づき実施しています。アレルギー食品の誤食などの事故を防ぎ、安全な給食提供をするために対応しておりますが、食物アレルギーのある児童生徒に対し、食材の原材料を記載した詳細な献立をもとに、レベル1(詳細な献立表対応)、レベル2(完全弁当対応または一部弁当対応)、レベル3(除去食対応)のいずれの対応にするかを、保護者と学校とで綿密な協議をしたうえで、安全性を最優先して慎重に対応しております。 また、多くの児童生徒が同一の献立で給食を食べられるよう、卵乳抜きパンや食物アレルギー対応のデザート等の提供のほか、カレールウなどの調味料に関しても食物アレルギー対応の製品を使用したりするなど、栄養価や食材価格などと調整し、安全な給食の提供に向け日々工夫しております。 次に、牛乳等の給食費減額につきましては、食物アレルギーは多種多様であり、全てのアレルギー食品に対して同様の対応をすることができず、公平性に欠けるため、行っておりません。また、アレルギー食品の誤食等の事故を防ぐために、牛久市の学校給食では除去食までの対応とし、個別の代替食対応は行っておりません。 最後に、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方としては、すべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることを大切にしております。食物アレルギーに対応した食材の使用につきましては、安全性を最優先しながら栄養価や食材価格、食育などの観点も踏まえたうえで今後も検討してまいります。</p>	教育委員会	学校教育課

神谷小学校区タウンミーティング意見一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	担当部	担当課
R3-神谷小-4	かわはら台	<p>【行政区への加入・PR活動について】 ・ある地域においては、民生委員が自治会から退会、退会するにあたり市役所に自治会に入っていないでも民生委員として続けていいか否かを伺うと、いいとの回答。民生委員は区長推薦により選出されています。また、行政区に加入せず行政区の活動内容を把握せず民生委員として妥当なのか疑問に感じます。民生委員のなり手がいない等の問題もありますが、いささか牛久市の対応に疑念を抱かざるを得ません。 ・行政区長はあらゆる課と接し、活動しています。 他の市町村においては、行政区に加入しないとゴミ出しができない等、制限を設けているところもあると耳にします。ただ、ごみ収集は市役所で実施していること、市民であれば全員該当すると思えますので、いささかやりすぎという感じもあります。 ・自治会に加入することのメリット・デメリットを明確にし、加入を促してみてもとの意見もありますが、うしく広報紙も加入の有無に関わらず配布、できることはささやかながら、各行政区で行っている敬老会等の行事への参加をできなくするくらいのもので、災害が発生した場合、人道的な面から会館への避難を拒むことも出来かねます。 このようなことから、区長として行政区の加入・退会の問題は非常に悩むところであり、そこで牛久市全体として「行政区加入」の促進やPRを何らかの方法でもっと行っていただけないものか。 また、地元では自治会、牛久市に対しては区長として対応、規約も自治会規約とし、その中で会長区長、副会長が副区長を兼ねるとしています。既にすべて行政区として取り組んでいる所もあるかと思いますが、今後市として全地域を行政区として一本化の予定があるのかお聞かせください。</p>	<p>【市民活動課】 安全で安心な住みよい街づくりを実現していくためには、市民の皆様の協力なしには実現困難であると考えており、市では多くの方に行政区に加入していただき、行政区をパートナーとした住みよい街づくりを進めております。 行政区は区長を中心に、子どもたちの登下校時の見守りやレクリエーション活動、健康づくりや地域での福祉活動、道路や公園の美化と清掃などを通じ、地域のつながりを育み、また、交通安全や防犯活動等の地域の課題解決をしていくうえで、「近助・互助」の力が重要であると考えております。より多くの市民の皆様には行政区へ加入していただくため、広報紙による行政区加入促進のPRや、転入者には任意のうえ住所や氏名等の情報を提供していただき、その情報を区長を通して行政区加入のためのご案内に活用させていただいております。 また、自己用住宅・アパート・マンション等建設のために不動産業者や宅地建設開発業者から開発行為申請があった場合は、「行政区へ加入促進のお願い」を提供し、入居者に案内の配布や行政区加入の勧誘をしていただくよう指導しております。 今後も多くの方に行政区に加入いただき、区長を中心とした更なる地域コミュニティの活性化を図って参ります。</p> <p>【社会福祉課】 民生委員児童委員の解嘱について、民生委員法におきましては、「職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合」、「職務を怠り又は職務上の義務に違反した場合」、「民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合」、または、「民生委員の地位を政党又は政治目的のために利用した場合」において、地方社会福祉審議会の同意を得たうえで解嘱することができるとしています。 そのため、民生委員児童委員が、行政区から退会した場合であっても、民生委員児童委員の活動を変わずに継続できるのであれば、解嘱事由には当たらないと考えています。 ただし、牛久市は、地域のことをよく理解している方を民生委員児童委員として委嘱したいという考えから、民生委員児童委員の推薦を行政区の区長に依頼しています。そのため、可能な限り、行政区の活動に理解があり、行政区と連携して活動できる民生委員児童委員が望ましいと考えています。</p>	市民部 保健福祉部	市民活動課 社会福祉課
R3-神谷小-5	さくら台	<p>【側溝及び雨水樹などの清掃について】 一斉清掃などの折、清掃の範囲はどこまでやることを、望まれているのかの確認をさせてください。区内の一部の班で雨水樹に溜まる土をすくい上げての清掃をしております。高齢化への対応や区内の統一を図るために、清掃内容の目的と必要性を教えてください。</p>	<p>地域住民の皆様には側溝清掃についてご協力いただき、ありがとうございます。側溝及び雨水樹については牛久市の管理物となります。一斉清掃等では地域住民の方々にご協力して頂いている状況であり、清掃範囲等は明確には決まっておきませんので、ご協力していただける範囲で結構です。また、清掃の目的は土砂が溜まってしまふことにより、側溝、雨水樹が詰まって水があふれるのを防ぐためです。</p>	建設部	道路整備課